

くまもと工連ニュース 182

平成22年10月1日(金) (社)熊本県工業連合会事務局発行

TEL 096-287-4463 [E-mail]kenkoren@kenkoren.gr.jp

FAX 096-287-4470 [URL]http://www.kenkoren.gr.jp

(メールでの配信を希望される会員は、事務局までご連絡ください。)



一般社団法人化について

一般社団法人 熊本県工業連合会

代表理事・会長 足立 國功

拝啓 爽秋の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

お陰様にて、9月17日の設立15周年及び一般社団法人化の記念式典は無事終わることができました。

そして、平成22年10月1日、会員サービスの一層の向上、本県ものづくり企業等の業界発展のため「一般社団法人 熊本県工業連合会」として活動を開始しました。

活動につきましては、株式会社で例えますれば、理事会が取締役会で、これまでの幹事会が執行役員会というように組織を運営してまいります。

急速なグローバル経済化が進んでいる今日、ものづくり企業を取り巻く経営環境はますます厳しさを増してきています。くまもと工連は、産学官連携を進め、会員相互での補強合力を促し、総力戦で本県工業の振興発展のために努めてまいります。

そのため引き続き、企業等の新事業、新製品づくりへのチャレンジをすすめる「熊本県工業大賞」、それぞれの成長分野での事業化を狙って会員がグループを組んで自律的に活動する事業、そして、産学官連携の一層の推進、さらには行政ご当局への施策提案などを行ってまいります。

それから、設立20周年、30周年と、くまもと工連がお役に立ち頼りにされ続けるよう、次なる事業への展開を視野に入れて、新たに航空宇宙、バイオメディカルなどの産業分野の調査研究をスタートさせています。

本県の国づくりの中心人物で、今なおセイショコさんと呼ばれ敬愛されています加藤清正公の事業哲学であります「後(のち)の世のため」をモットーに、くまもと工連は、これからも工業の振興と地域社会の発展のため様々な事業を展開し活動してまいります。

今後とも会員各位のご理解ご協力、そしてご指導を賜りますよう何卒よろしく願いいたします。

敬具

一般社団法人の定款等についてはホームページをご参照ください(入会案内のページ)

www.kenkoren.gr.jp/admission_guidance.html

一般社団法人化の概要

【日程】

法人化の手続き	<ul style="list-style-type: none">・平成 22 年 5 月 17 日 通常総会にて、法人化の骨格、事業継続等の承認・平成 22 年 7 月 26 日第 2 回幹事会にて、定款(案)・規則(案)の承認・定款は平成 22 年 8 月 10 日に公証人役場の認証・平成 22 年 10 月 1 日法務局へ登記手続きを行い、10 月 1 日付で設立
---------	--

【定款】 法令にもとづくもので、記載事項の変更は法務局にて手続きが必要

法人の種類	一般社団法人
主たる事務所	利便性を考慮し、熊本市東町にある県産業技術センター内への移転を協議中
社員	正会員をもって法令で規定する社員とする
対象の会議体	社員総会(定時社員総会は 5 月頃開催)、理事会
役員	理事、監事
役員の選任	社員総会により選任する。なお代表理事会長は理事会で選任
最初の事業年度	平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
設立時役員	(設立時理事) 足立國功、櫻井一郎、金森秀一 (設立時監事) 寺本力人、荒尾 淳 (設立時代表理事) 足立國功
設立時役員の任期	平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年度社員総会の日まで
設立時社員(発起人)	足立國功、櫻井一郎、金森秀一

【理事会規則】 工連内部の規則

召集	1 事業年度に 2 回以上召集する。
----	--------------------

【役員等及び役員会規則】 工連内部の規則

制定及び適用	平成 22 年 10 月 1 日に制定し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する 平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間は、定款及び理事会規則で規定しているものを除き、従前の規則を準用する。
役員	代表理事会長、理事副会長、理事幹事長、理事副幹事長、理事、監事、幹事
役員の選任	理事及び監事は定款による、幹事は役員会規則により選任する 代表理事会長は定款による、理事副会長、理事幹事長、理事副幹事長は役員会規則により選任する
構成	役員、団体会員の代表者、参与
権限	事業計画、事業の執行状況、総会・理事会に付議すべき事項等について協議し、理事会に提示する
運営会議	役員会の円滑な運営を図るため設置し、その構成は会長が別に定める

【会費規則】

項目	内容
制定及び適用	平成 22 年 10 月 1 日に制定し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する 平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間は、従前の規則を準用する。
役員(理事、監事、幹事)	会費は、毎年最低十口以上